# 環境創造センター中長期取組方針における成果発信企画運営業務 公募型プロポーザル公募要領

## 1 趣旨

環境創造センターは、放射性物質に汚染された環境の回復・創造に取り組むため、モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流を行う拠点施設として国の支援のもとに福島県が設置した施設であり、放射性物質により汚染された環境の回復及び県民が将来にわたり安心して生活できる環境の創造に向けて、福島県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)及び国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国環研」)の三者が連携・協力して取り組むための具体的な方針として「環境創造センター中長期取組方針(平成27年2月)」を策定し、平成27年10月の開所以降、様々な取組を行ってきました。

また、令和7年度以降は、福島国際研究教育機構(以下「F-REI」)を加え新たな連携体制のもと、福島県、JAEA、国環研及びF-REIの四者において、連携・協力のもと環境回復の推進と美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現を具現化するための取組を進めてこととしております。

本業務は、「環境創造センター中長期取組方針」の適用期間である平成27年度から令和6年度までの10年間の環境創造センターの取組成果を県内外に広く発信することで、県民の福島の復興・再生の状況や環境創造センターの存在意義への理解を促進し、県民の安心感や環境創造センターの今後の取組への期待感を醸成することを目的に実施するものです。

当該業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、提案された企画 内容を検討し、本業務を効果的かつ効率的に実施する能力を有する企画提案者を、本業務の委託 候補者(以下「業務委託候補者」という。)として選定します。

#### 2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

環境創造センター中長期取組方針における成果発信企画運営業務

(2) 業務の仕様等

別紙「環境創造センター中長期取組方針における成果発信企画運営業務<企画提案仕様書 >」(以下「企画提案仕様書」という)のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

(4) 見積限度額(見込み)

32,495,905円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※ 現在予定している金額であり、今後の県議会での審議等において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託候補者に損害が生じた場合であっても、その損害については一切負担しません。

#### 3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限 措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

- ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 平成 31 年度以降、国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)が発注した、同様の報告会・イベント等の企画運営業務を受託した実績を有すること。
- (8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。
- (9) 令和7年2月13日(木)に開催する説明会に参加した者であること。

#### 4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターホームページ (「11 問合せ先等」参照) からダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

#### 5 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会を開催しますので、プロポーザルに参加を希望する場合は、説明会参加申込書(第1号様式)を<u>令和7年2月12日(水)17時00分</u>までに、電子メール、FAX、郵送又は持参により「11 問合せ先等」に提出をしてください。

- (1) 開催日時 令和7年2月13日(木)15時から(1時間程度)
- (2) 会 場 福島県環境創造センター 本館2階 大会議室 (福島県田村郡三春町深作10-2)
- (3) その他・説明会への参加は、本プロポーザルの参加要件となります。
  - ・参加人数は2名までとします。

#### 6 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年2月13日(木)説明会終了後から2月20日(木)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第2号様式)により、電子メール又はFAXにより「11 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】環境創造センター中長期取組方針における成果発信企画運営業務」とし、電子メールまたは FAX とも電話にて送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課までお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ(「11 問合せ先等」参照)に随時公表します。(個別の回答は行いません。)

## 7 応募申込書等の提出

(1) 提出書類

「環境創造センター中長期取組方針における成果発信企画運営業務に係る公募型プロポーザル応募申込書」(第6号様式)(以下「応募申込書」という。)にア及びイの書類(以下「企画提案書等」という。)を添付し提出してください。

ア プロポーザル参加者関係書類

- (7) 法人等概要書(第3号様式)
- (4) 業務実施体制書(第4号様式)
- (ウ) 誓約書(第5号様式)
- (エ) 類似業務受託実績資料 (本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し) **※最大5件まで。 (審査の対象となります**)
- イ 企画提案書(任意様式)

なお、企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。 本業務に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

- (2) 提出部数
  - ア (1)アに関する書類
    - 1部(正本1部)提出してください。
  - イ (1)イに関する書類
    - 6部(正本1部、副本5部)提出してください。
- (3) 提出用紙

A4 サイズを基本(A3 折込可)としてください。

(4) 提出期間

令和7年2月13日(木)説明会終了後から令和7年3月12日(水)17時00分まで

(5) 提出方法

郵送又は持参により「11 問合せ先等」に提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時00分までとします。

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。 なお、失格又は無効の有無については、令和7年3月12日(水)以降、応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

- カ 本プロポーザルに係る説明会に参加しなかった場合
- キ 本実施要領に違反すると認められた場合
- ク プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた 者が提出した場合

ケ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

- (4) その他
  - ア 参加者は、本プロポーザル応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾した ものとみなします。
  - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を 求めることがあります。
  - ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却 しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

## 9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審查方法

本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会によりこれ を総合的に評価し、業務委託候補者及び次点を選定します。

- (2) 審査会 (プレゼンテーション)
  - ア 開催日程

令和7年3月19日(水)※時間詳細は別途通知します。

イ 会場

福島県環境創造センター 本館2階 大会議室

- ウ 所要時間 (予定)
  - 30 分間以内のプレゼンテーションと 10 分間以内の質疑を実施します。
- 工 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗 じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。

評価段階		係数
5	特に優れている	1
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	多少不十分である	0.4
1	不十分である	0.2

例)審査項目「本業務の目的を効果的に達成することができるイベント内容であるか。」

(配点 40 点) の場合

A社 … 評価段階 5 → 評価点 40 点 B社 … 評価段階 2 → 評価点 16 点 C社 … 評価段階 4 → 評価点 32 点

#### オ審査項目、審査基準及び配点

	審査項目	審査基準	配点
(1)	共通事項		
ア	共通テーマ	業務の趣旨を理解した企画提案か。	10
イ	実施スケジュー レ	本業務を無理なく効果的に実施できるスケジュールであるか。	5

ウ 実施体制	本業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか。	5	
ア エクスカーション	環境創造センターの事業の必要性を実感できるコースが設定されているか。	10	
	提案されたコースは特徴、狙い・効果を踏まえた実施可能な具体的な提 案となっているか。	10	
(3) 主にモニタリング、	教育・研修・交流に係る取組成果の発信		
ア イベントタイト ル	イベント開催の目的を理解した提案内容となっているか。	10	
イ 来館促進に向けた プログラム	来館促進を目的としたプログラムになっているか。	5	
	サイエンスショーは科学や環境を学べるとともに、集客を意識したも のになっているか	5	
	体験プログラムは楽しみながら学べるとともに、集客を意識したもの になっているか。	5	
ウ ワークショップ	実施目的を理解した提案内容及びテーマとなっているか。また、効果的 に実施できるスケジュールであるか。	20	
	人材育成講座関係者(受講生、人材育成講座の講師、ファシリテーター、担任等)がワークショップを円滑に進行するために適切なものとなっているか。	15	
	参加する県内外の高校生について、目的に即した提案となっているか。	15	
	トークセッションのコンセプト・狙い、テーマについて適切な提案となっているか。	5	
エ トークセッション	登壇者の選定する基準や観点が適切であり、環境創造センターの取組 発信の場として効果的であるか。	10	
	メインスピーカーについて集客を意識したものになっているか。	15	
	内容が、来館者参加型の具体的な提案となっているか。	10	
オ パネルディスカ ッション	実施目的を理解した実施内容及びテーマとなっているか。	20	
	ワークショップやトークセッションの内容・結果等を踏まえた成果等 発信の場とした提案がなされているか。	20	
	登壇者(ファシリテーター、グラフィックレコーダー、人材育成講座の 講師、受講生、修了生、担任等)の選定基準が適切であり、集客を意識 したものになっているか。	20	
オ イベント日程	集客を意識したタイムスケジュールとなっているか。	5	

	環境創造センターの成果発信として効果的であるとともに、ワークショップ、トークセッション、パネルディスカッションについて有機的に結びついた提案内容となっているか。	5	
カ 館内に掲示する展示物	実施目的を理解した実施内容となっているか。	10	
	来館者にわかりやすく、参加者の学びや興味を引く手法が提案されているか。	10	
	実施目的を理解した提案となっているか。	5	
	ふくしまの環境や未来について表現するような具体的な提案となっているか。また、イベント内で披露する場を設けているか。	10	
ク 環境創造センター 取組成果に関する パネル	実施目的を理解した提案となっているか。	10	
	本事業の目的達成となる提案となっているか。	10	
ケスの他プログラン	地元と連携した飲食・物販コーナーとして提案されているか。	5	
ケ その他プログラム	その他、本事業の目的を効果的に達成する企画が提案されているか。	10	
(4) 効果的な取組成果の	D発信に向けた広報		
	多くの来場者を確保するための広報戦略が企画されているか。	15	
ア イベントへの参加 促進及び実施後の情 報発信	イベント等の実施後の情報発信として実施効果が望める提案となっているか。	10	
TRACTIO	特設サイトを広く周知する方法として適切な内容となっているか。	10	
	利用者に使いやすいデザイン・内容として構成されているか。	5	
イ 特設サイト	サイトの階層、運用方法が適切であり、契約終了後の運営が可能な内容となっているか。	5	
ウ 取組発信パンフ	実施目的を理解した提案となっているか。	5	
レット	環境創造センターの取組発信として効果的な内容となっているか。	10	
(5) その他			
ア 提案見積書	人件費、謝金、消耗品費、広告料及びその他の経費が提案内容に沿って 適切に計上されているか。	5	
イ 類似業務受託実績	本業務の円滑な実施が期待できる過去の十分な実績等を有するか。	5	
総配点 3			

# (3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ(「11 問合せ先等」参照)に公開します。 なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載します。 イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点(審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの)及び総合評価点」となります。

#### (4) 契約の締結等

#### ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と発注者が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

#### イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

#### ウその他

- ・業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退 した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、 違約金の請求の対象とすることができるものとします。

### 10 主なスケジュール

公告	令和7年2月6日	(木)
説明会参加申込期間	2月6日	(木) ~ 2月12日 (水)
説明会開催	2月13日	(木)
質問受付期間	2月13日	(木) ~ 2 月 20 日 (木)
質問への回答	2月25日	(火) 予定
応募申込書(企画提案書等) 提出期間	2月13日	(木) ~ 3月12日 (水)
審査会の開催通知	3月17日	(月)
審査会開催	3月19日	(水)
審査結果通知・公表	3月24日	(月)
契約締結	4月1日	(火) 以降

#### 11 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話:0247-61-6128 FAX:0247-61-6119 E-mail: kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

# ※ 福島県環境創造センターホームページ

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html